

（番号灯）

**第 277 条** 番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 62 条の 2 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 原動機付自転車の番号灯は、夜間後方 8 m の距離からその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。
  - 二 番号灯の灯色の色は、白色であること。
  - 三 番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられている番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 3 番号灯の取付方法等に関し、保安基準第 62 条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、番号灯の照明部、個数及び取付位置の測定は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」を準用するものとする。
- 一 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
  - 二 番号灯は、点滅しないものであること。
  - 三 番号灯の直接光又は反射光は、当該番号灯を備える原動機付自転車及び他の原動機付自転車等の運転操作を妨げるものでないこと。
  - 四 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯であってその機能を損なう損傷等ないものは、前項各号の基準に適合するものとする。